

入 札 説 明 書

着ぐるみ（ビナちゃん・ビーナスちゃん）
購入

平成 3 0 年 1 0 月

滋賀県総務部事業課

1 入札に付する事項

別記のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること
- (3) 本件調達に係る入札公告日から落札者決定までの期間について、滋賀県物品関係指名停止基準、その他の滋賀県の機関が定める入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められていて、競争入札参加資格者名簿に以下のとおり登録されている者であること。

営業種目

大分類：役務	中分類：イベント	小分類：制作等関連業務
大分類：物品	中分類：家具・寝具・装飾類	小分類：装飾

3 入札および開札

- (1) 入札参加者は、別記4において示す契約条項(仕様書および契約書(案))を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、別記5に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、入札書(様式1)を作成し、指定の日時までに、郵送または持参により指定の場所へ提出しなければならない。
郵送により提出する場合は、「簡易書留郵便」で提出書類一式を同梱し、送付すること。
なお、テレックス、電報またはファクシミリの方法による入札および提出期限以降に到達した入札書は認めない。
- (3) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (4) 入札書等の提出期限および場所は、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書(様式1)を提出しなければならない。なお、代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状(様式2)を提出しなければならない。

ア 入札金額

イ 業務名称

ウ 履行場所

エ 履行期間

オ 入札参加者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)および押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

カ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所および氏名(法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名)、代理人であることの表示ならびに当該代理人の氏名および押印

なお、入札書に記載する代理人の住所、氏名、押印は、委任状（様式2）の受任者欄に記載されたとおり漏れなく正確に記載されていること。

- (6) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (7) 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。
- (8) 入札執行者は、入札参加者が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者またはその代理人となることができない。
- (11) 開札は入札書の受領期限後、当該入札事務に関係のない職員立ち会いの上行う。
- (12) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。その場合の再度の入札日時と場所は、入札参加者に速やかに通知するものとする。
- (13) 前項において別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した者とする。ただし、当初の入札で無効となった者は除く。

4 入札保証金

入札保証金については、免除する。

5 無効の入札書

入札書で、次の各号に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札書
- (3) 入札参加者またはその代理人が同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札書
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められる入札書
- (5) 入札保証金を納めない者または納めた入札保証金の額が不足する者のした入札書
- (6) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札書
- (7) 入札書記載の金額を加除訂正した入札書
- (8) 虚偽の申請を行った者のした入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 落札者の決定にあたっては、この入札説明書に示した業務を履行することができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定

価格の制限の範囲内で、最低の価格（入札書の合計欄の金額が最も低いもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじを引き、落札者を決定するものとする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をしたものは、くじを辞退することができない。
- (3) 落札者の決定後、落札者とされなかった者から請求があったときは、落札者の氏名および住所、落札金額ならびに当該請求を行った者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った者に書面により通知するものとする。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すことがある。

7 契約保証金

契約保証金については、免除する。

8 契約書の作成

- (1) 入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに契約担当者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 前項の場合において、契約担当者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書および契約に係る文書に使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨に限る。
- (5) 契約担当者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は、確定しないものとする。

9 契約条項

別添契約書（案）のとおり

10 その他必要な事項

- (1) 入札参加者もしくはその代理人または契約の相手方が本件入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者もしくはその代理人または当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 本件入札に関しての照会先は、別記5のとおり。

別 記

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名

着ぐるみ（ビナちゃん・ビーナスちゃん）

(2) 契約期間

契約日～平成31年3月20日

(3) 履行場所

滋賀県総務部事業課（びわこモーターボート競走場）

2 入札書の提出期限および場所

(1) 期限 平成30年11月7日（水）16時00分

ただし、開札に立ち会う場合は、3（1）イの日時を期限とする。

(2) 場所 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号

滋賀県総務部事業課（びわこモーターボート競走場）

3 開札場所および日時

(1) 入札・開札の執行場所および執行日時

ア 機関名 滋賀県総務部事業課 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号

イ 開札日時 平成30年11月8日（木）11時00分

ウ 開札場所 びわこモーターボート競走場 5階小会議室

(2) 入札説明会の日時および場所

行わない。

4 契約条項を示す場所および日時

(1) 機関名 滋賀県総務部事業課（びわこモーターボート競走場）

(2) 住所 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号

(3) 日時 平成30年10月19日（金）から11月7日（水）まで（非開催日の土曜日、日曜日および祝日を除く。）の9時から16時（最終日のみ12時）

5 当該入札に関する問合せ先

(1) 機関名 滋賀県総務部事業課（びわこモーターボート競走場）

(2) 住 所 〒520-0023 大津市茶が崎1番1号

(3) 連絡先 TEL：077-522-1122 FAX：077-523-5240

E-mail：bl00@pref.shiga.lg.jp

(4) 担当者 中西

(5) 照会方法 文書により行うこと。

(6) 質問期限 平成30年11月7日（水） 10時まで

（参考）入札における留意事項

1 再入札について

第1回目の開札で落札者がなかった場合は、入札参加者全員が立ち会っていれば、直ちに再入札を行います。入札参加者の全員が立ち会っていない場合は、入札参加資格確認申請書記載の連絡先に再入札締切日時を連絡します。

2 紙で入札書を提出する場合について

- （1）指定様式により封筒に封入し、その表面に「入札書」と朱書し、案件名を併記して、入札等執行者が指定した場所へ、入札締切日時までに持参または郵便（簡易書留）により提出してください。指定様式以外は無効とします。
- （2）委任状を提出する場合、入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名が記載され、同じ印鑑が押印している必要があります。（郵送による場合は、原則、委任状不要）。
- （3）入札書に記載する日付は、公告日から提出期限までの間の日付を記載してください。（再入札の場合は、前回入札の開札日から提出期限までの日付を記載してください。）
- （4）鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札書は無効とします。
- （5）再入札の場合も(1)と同様ですが、再入札締切日時まで時間がないので、できるだけ持参により提出するようにしてください。

3 くじについて

落札となるべき同価の入札をした者が二人以上いる場合は、ただちに当該入札参加者、または参加者が不在の場合は入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。